

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業における職員配置基準を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員配置基準に係る経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以

後においても、なおその効力を有する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 小規模保育事業及び事業所内保育事業における3歳児及び4・5歳児の職員配置基準を次のとおり改めることとした。

類 型	改正前		改正後	
	小規模保育事業	3歳児	<u>20人</u> につき1人	3歳児
4・5歳児		<u>30人</u> につき1人	4・5歳児	<u>25人</u> につき1人
事業所内保育事業	3歳児	<u>20人</u> につき1人	3歳児	<u>15人</u> につき1人
	4・5歳児	<u>30人</u> につき1人	4・5歳児	<u>25人</u> につき1人

※ 小規模保育事業

保育所に比べ、小規模な環境で保育を実施する事業

※ 事業所内保育事業

事業所の保育施設等で主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供する事業